

吉備中央町等級別職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う保育士、教諭、保育教諭の職務 2 定型的な業務を行う主事、主事補の職務	40	21.9	保育士	2	122	66.7	係員級
				保育教諭	4			
				主事	11			
				主事補	23			
				計	40			
2級	1 知識又は経験を必要とする業務を行う保育士、教諭、保育教諭の職務 2 主任保育士、主任教諭、主任保育教諭の職務 3 主事の職務	67	36.6	保育士※	7			
				幼稚園教諭	1			
				保育教諭※	9			
				主任保育士	2			
				主任教諭	1			
				主事	33			
				主任※	14			
				計	67			
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任保育士、主任教諭、主任保育教諭の職務 2 主査の職務	15	8.2	主任保育士	3			
				主任保育教諭	2			
				主査	10			
				計	15			
4級	1 困難な業務を所掌する主任保育士、主任教諭、主任保育教諭の職務 2 主幹の職務	15	8.2	園長心得	2	15	8.2	係長級
				主幹	13			
				計	15			
5級	1 園長の職務 2 所長、参事、課長補佐、所長補佐の職務	29	15.9	園長	3	29	15.9	課長補佐級
				参事	1			
				課長補佐	23			
				室長補佐	1			
				局長補佐	1			
				計	29			
6級	1 困難な業務を所掌する園長の職務 2 困難な業務を所掌する参事の職務 3 課長、事務所長、室長、局長の職務	16	8.7	参事	1	17	9.2	課長級
				課長	11			
				所長	1			
				室長	1			
				局長	2			
				計	16			
7級	1 相当困難な業務を所掌する課長の職務 2 会計管理者の職務	1	0.5	課長	1			
				計	1			
合計		183	100.0					

- (注) 1 吉備中央町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 ※は暫定再任用職員を含む。

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う保健師、看護師、栄養士の職務	6	54.5	保健師	5	11	100.0	係員級
				栄養士	1			
計	6							
2級	経験を必要とする業務を行う保健師、看護師、栄養士の職務	2	18.2	保健師	1			
				栄養士	1			
計	2							
3級	知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、看護師、栄養士の職務	3	27.3	保健師	1			
				栄養士	1			
主事補	1							
計	3							
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、看護師、栄養士の職務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			
5級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、看護師、栄養士の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
合計		11	100.0					

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う運転員、用務員、調理員の職務	16	69.6	自動車運転手	1	23	100.0	係員級
				校務員※	2			
給食調理員※	13							
計	16							
2級	経験を必要とする業務を行う運転員、用務員、調理員の職務	1	4.3	給食調理員	1			
				計	1			
3級	高度の技能又は経験（勤務年数おおむね15年以上）を必要とする業務を行う運転員、用務員、調理員の職務	6	26.1	校務員	2			
				給食調理員	4			
計	6							
4級	特に高度の技能又は経験（勤務年数おおむね25年以上）を必要とする業務を行う運転員、用務員、調理員の職務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			
合計		23	100.0					

- (注) 1 吉備中央町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 ※は暫定再任用職員を含む。